

宮津市公報

平成26年11月4日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市企画総務室発行

目 次

条 例

- 20 宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 1
- 21 宮津市市税条例等の一部を改正する条例 1
- 22 宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 5
- 23 宮津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 6
- 24 宮津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 6
- 25 宮津市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例 7
- 26 宮津市簡易水道等設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例 7
- 27 宮津市いじめ防止対策推進委員会及び宮津市いじめ調査委員会条例 7
- 28 宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 10
- 29 宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 10

規 則

- 18 宮津市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則 10

告 示

- 111 国民健康保険被保険者証の無効 11
- 112 宮津市障害者インフルエンザ予防接種補助金交付要綱 11
- 113 宮津市商工業振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱 13
- 114 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施 13
- 115 宮津市不妊治療助成金交付要綱の一部を改正する要綱 14
- 116 住民票の消除 15

公 告

- 40 条件付一般競争入札の実施 15
- 41 世屋高原家族旅行村の管理運営に係る指定管理者の募集 18
- 42 公示送達 18
- 43 宮津農業振興地域整備計画の変更の縦覧 18

議 会

《規 則》

- 1 宮津市議会会議規則の一部を改正する規則 19

教 育 委 員 会

《告 示》

- 17 宮津市教育委員会定例会の招集 20

選挙管理委員会

《告 示》

- 70 京都海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧 20
71 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨 20

農 業 委 員 会

《告 示》

- 9 宮津市農業委員会総会の招集 40
10 宮津市農業委員会総会の招集 40

条 例

宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月7日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第20号

宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 宮津市一般職職員の給与に関する条例(昭和30年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第12条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号及び第3号に掲げる職員で、通勤のために駐車場を利用し、当該駐車場の利用に係る料金(以下「駐車料金」という。)を負担することを常例とするものに対しては、前項第2号及び第3号に定める額に加算して当該駐車場の1箇月当たりの駐車料金の額に相当する額(その額が3,000円を超えるときは、3,000円)の通勤手当を支給する。

別表第5備考中「臨時職員(」の次に「交通機関等を利用し、又は自動車等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の」を加え、同表備考に後段として次のように加える。

この場合において、第12条第3項中「3,000円」とあるのは、「4,500円」と読み替えるものとする。

(宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和60年条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第3項の表備考1中「常例とするもの(」の次に「交通機関等を利用し、又は自動車等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の」を加え、同表備考1に後段として次のように加える。

この場合において、宮津市一般職職員の給与に関する条例(昭和30年条例第27号)第12条第3項中「3,000円」とあるのは、「4,500円」と読み替えるものとする。

別表備考1中「常例とするもの(」の次に「交通機関等を利用し、又は自動車等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の」を加え、同表備考1に後段として次のように加える。

この場合において、宮津市一般職職員の給与に関する条例第12条第3項中「3,000円」とあるのは、「4,500円」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、平成26年9月1日以後の通勤に係る通勤手当の支給について適用する。

* * *

宮津市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月7日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第21号

宮津市市税条例等の一部を改正する条例

(宮津市市税条例の一部改正)

第1条 宮津市市税条例(昭和30年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもって、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」に改める。

第34条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第51条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に改める。

第55条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第58条の3及び第59条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第84条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア中「2,400円」を「3,600円」に、「3,100円」を「3,900円」に、「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同号イ中「1,600円」を「2,000円」に、「4,700円」を「5,900円」に改め、同条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第2条の3の2中「第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで)の次に「及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「公益法人等(同条第6項から第10項まで)」を「公益法人等(同条第6項から第11項まで)」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附則第3条の2及び第3条の3を削る。

附則第5条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第6条の3の見出し中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第1号等」に改め、同条を同条第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第6条の3に次の1項を加える。

5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第6条の4第4項第2号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第22項」に改める。

附則第12条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第84条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第84条第2号ア	3,900円	4,600円
----------	--------	--------

	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第13条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第15条第1項中「第34条及び第35条の3」を「第34条第1項及び第2項並びに第35条の3」に改める。

附則第15条の2第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第15条の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に、「同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第15条の7の5第1項を次のように改める。

第58条の2の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第58条の2中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第15条の7の5第2項を削る。

附則第15条の7の6中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

附則第18条中「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」を「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」に改める。

附則中第22条から第23条までを削り、第24条を第22条とする。

(宮津市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 宮津市市税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則中第15条の7の4を削り、第15条の7の5を第15条の5とし、第15条の7の6を第15条の6とする改正規定を次のように改める。

附則第15条の7の4を削り、附則第15条の7の5を附則第15条の5とする。

附則第15条の7の6中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改め、同条を附則第15条の6とする。

附則第1条第2号中「第4条の4第1項」を「第4条の4」に改め、「改正規定」の次に「(附則第15条の7の3第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。)」を加える。

附則第2条第2項中「市税条例」を「宮津市市税条例」に改め、「地方税法」の次に「(昭和25年法律第226号)」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中宮津市市税条例附則第2条の3の2及び第15条の3第2項の改正規定、附則第22条から第23条までを削り、附則第24条を附則第22条とする改正規定並びに次条第2項及び第3項の規

定 平成27年1月1日

- (2) 第1条中宮津市市税条例第84条の改正規定並びに附則第4条及び第6条(第1条の規定による改正後の宮津市市税条例(以下「新条例」という。)附則第12条に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日
- (3) 第1条中宮津市市税条例第24条、第51条、第55条第1項及び附則第12条の改正規定並びに次条第6項、附則第5条及び第6条(新条例附則第12条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日
- (4) 第1条中宮津市市税条例第34条第5項並びに附則第15条第1項及び第15条の2第2項の改正規定並びに次条第4項及び第5項 平成29年1月1日
- (5) 第1条中宮津市市税条例第58条の3及び第59条の改正規定 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第2条の3の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第15条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 4 新条例第34条第5項及び附則第15条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第15条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 6 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第6条の3第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第6条の3第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第6条の3第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第6条の3第5項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第84条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度

分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第 5 条 新条例附則第12条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第12条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第 6 条 平成27年 3 月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第84条及び新条例附則第12条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第84条第 2 号ア		3,900円	3,100円
		6,900円	5,500円
		10,800円	7,200円
		3,800円	3,000円
		5,000円	4,000円
新条例附則第12条の表以外の部分	第84条	宮津市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第 号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第84条	
新条例附則第12条の表第84条第 2 号アの項	第84条第 2 号ア	平成26年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第84条第 2 号ア	
		3,900円	3,100円
		6,900円	5,500円
		10,800円	7,200円
		3,800円	3,000円
		5,000円	4,000円

（都市計画税に関する経過措置）

第 7 条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

* * *

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成26年10月 7 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第22号

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

第 2 条 法第34条第2項及び第46条第2項の条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に定める基準とする。

（暴力団の排除）

第 3 条 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設の設置者及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者は、宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当する者であってはならない。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

* * *

宮津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成26年10月7日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第23号

宮津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）

第 2 条 法第34条の16第1項の条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）に定める基準とする。

（暴力団の排除）

第 3 条 法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を行う者は、宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当する者であってはならない。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

* * *

宮津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成26年10月7日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第24号

宮津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）

第 2 条 法第34条の8の2第1項の条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）に定める基準とする。

（暴力団の排除）

第 3 条 法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を行う者は、宮津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 20 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者に該当する者であってはならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号。以下「整備法」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日において整備法による改正前の法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を行う者で、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 9 条第 2 項に定める基準に適合しないものについては、この条例の施行の日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、同項の規定は適用しない。

* * *

宮津市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 10 月 7 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第 25 号

宮津市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

宮津市福祉事務所設置条例（昭和 29 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市簡易水道等設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 10 月 7 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第 26 号

宮津市簡易水道等設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例

宮津市簡易水道等設置並びに管理に関する条例（昭和 61 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表養老簡易水道の項及び外垣簡易水道の項を削り、同表日ヶ谷簡易水道の項を次のように改める。

養老・日ヶ谷 簡易水道	宮津市字日ヶ谷 456 番地の 1	字大島、岩ヶ鼻、外垣、 長江、日ヶ谷	940	500
----------------	-------------------	-----------------------	-----	-----

別表藪田簡易水道の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置されている養老簡易水道、外垣簡易水道、日ヶ谷簡易水道及び藪田簡易水道については、これらの簡易水道の給水区域に改正後の別表養老・日ヶ谷簡易水道の項の規定によって給水が開始されるまでの間は、なお従前の例による。

* * *

宮津市いじめ防止対策推進委員会及び宮津市いじめ調査委員会条例をここに公布する。

平成 26 年 10 月 7 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第27号

宮津市いじめ防止対策推進委員会及び宮津市いじめ調査委員会条例

目次

第 1 章 宮津市いじめ防止対策推進委員会（第 1 条 - 第 9 条）

第 2 章 宮津市いじめ調査委員会（第10条 - 第13条）

附則

第 1 章 宮津市いじめ防止対策推進委員会

（設置）

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第 3 項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として宮津市いじめ防止対策推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 推進委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、又は意見を具申する。

(1) 法第 1 条に規定するいじめの防止等のための対策に関する事項

(2) 法第28条第 1 項に規定する重大事態に係る事実関係の調査

（組織）

第 3 条 推進委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 弁護士

(2) 医師

(3) 臨床心理士

(4) 学識経験を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 4 条 推進委員会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（専門委員）

第 5 条 推進委員会に専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

（会議）

第 6 条 推進委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第 7 条 会長は、会議において必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第 8 条 推進委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（委任）

第 9 条 この章に定めるもののほか、推進委員会の運営について必要な事項は、会長が推進委員会に諮って定める。

第 2 章 宮津市いじめ調査委員会

(設置)

第 1 0 条 法第 30 条第 2 項の規定に基づき、市長の附属機関として宮津市いじめ調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 1 1 条 調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について、調査審議する。

(庶務)

第 1 2 条 調査委員会の庶務は、人権担当室において処理する。

(準用)

第 1 3 条 第 3 条から第 7 条まで及び第 9 条の規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第 3 条第 2 項及び第 5 条第 2 項中「教育委員会」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

(宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 60 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 項の表第 96 号中「第 44 号」を「第 48 号」に改め、同号を同表第 100 号とし、同表中第 43 号から第 95 号までを 4 号ずつ繰り下げ、第 42 号を第 46 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

(44) いじめ防止対策推進委員会の会長	同 18,000円
(45) 同委員	同 6,750円

附則第 3 項の表中第 41 号を第 43 号とし、第 33 号から第 40 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 32 号の次に次の 2 号を加える。

(33) いじめ調査委員会の会長	同 18,000円
(34) 同委員	同 6,750円

附則第 3 項の表備考 1 中「第 69 号から第 95 号まで」を「第 73 号から第 99 号まで」に改め、同表備考 2 中「第 54 号、第 69 号から第 91 号まで及び第 93 号から第 95 号まで」を「第 58 号、第 73 号から第 95 号まで及び第 97 号から第 99 号まで」に改め、同表備考 3 及び備考 4 中「第 88 号」を「第 92 号」に改める。

別表第 96 号中「第 44 号」を「第 48 号」に改め、同号を同表第 100 号とし、同表中第 43 号から第 95 号までを 4 号ずつ繰り下げ、第 42 号を第 46 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

(44) いじめ防止対策推進委員会の会長	同 20,000円
(45) 同委員	同 7,500円

別表中第 41 号を第 43 号とし、第 33 号から第 40 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 32 号の次に次の 2 号を加える。

(33) いじめ調査委員会の会長	同 20,000円
(34) 同委員	同 7,500円

別表備考 1 中「第 69 号から第 95 号まで」を「第 73 号から第 99 号まで」に改め、同表備考 2 中「第 54 号、第 69 号から第 91 号まで及び第 93 号から第 95 号まで」を「第 58 号、第 73 号から第 95 号まで及び第 97 号から第 99 号まで」に改め、同表備考 3 及び備考 4 中「第 88 号」を「第 92 号」に改める。

* * *

宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月7日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第28号

宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第5 一般事務補助員の項、放課後児童クラブ指導員の項及び埋蔵文化財整理作業員の項中「6,100円」を「6,120円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月22日から施行する。

* * *

宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月7日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第29号

宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和60年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 13 平成26年11月1日から平成27年3月31日までの間、第2条の規定にかかわらず、議長の議員報酬は月額387,000円とし、副議長の議員報酬は月額333,000円とし、議員の議員報酬は月額315,000円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同条に規定する額とする。

附 則

この条例は、平成26年11月1日から施行する。

規 則

宮津市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月7日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第18号

宮津市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則

宮津市職員通勤手当支給規則（昭和33年規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

(3) 通勤のために利用する駐車場の利用を開始し、変更し、若しくは終了し、又は当該駐車場の利用に係る料金の額に変更があった場合

第5条中「利用」の次に「し、又は自動車等を使用」を加える。

第8条第1項第1号中「第12条第5項」を「第12条第6項」に改める。

第9条中「第12条第6項」を「第12条第7項」に改める。

第11条第3項中「第12条第3項」を「第12条第4項」に改める。

第13条中「第12条第4項」を「第12条第5項」に改める。

第14条第1項中「第12条第5項」を「第12条第6項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条第1項第3号の規定は、平成26年9月1日以後

の通勤に係る通勤手当の支給について適用する。この場合において、同日からこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの通勤に係る通勤手当について、施行日から15日を経過する日までの間に改正後の第3条第1項第3号の規定による届出をしたときは、当該届出は、同号に規定する駐車場の利用に係るその事実が生じた日になされたものとみなす。

告 示

宮津市告示第111号

宮津市国民健康保険条例施行規則(平成6年規則第19号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は、無効としたので告示する。

平成26年10月7日

宮津市長 井上正嗣

記

一般被保険者

保 険 者	宮津市(保険者番号 260067) 京都府宮津市字柳縄手345番地の1			
無効とする被保険者証記号番号	生年月日	交付日	無効日	
宮 - 0003174	昭和15年6月25日	平成25年4月1日	平成26年9月3日	
宮 - 0003618	昭和22年7月5日	平成25年4月1日	平成26年9月11日	
宮 - 0004627	昭和22年12月28日	平成25年4月1日	平成26年9月16日	
宮 - 0006985	平成13年11月14日	平成25年4月1日	平成26年9月4日	
宮 - 0011466	平成7年9月11日	平成26年2月13日	平成26年9月3日	
宮 - 2000157	昭和14年10月21日	平成25年4月1日	平成26年9月3日	

* * *

宮津市告示第112号

宮津市障害者インフルエンザ予防接種補助金交付要綱を次のように定める。

平成26年10月7日

宮津市長 井上正嗣

宮津市障害者インフルエンザ予防接種補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、インフルエンザの発病や重症化の防止を図るため、インフルエンザの予防接種(以下「予防接種」という。)を受けようとする障害者又は障害児に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(対象となる予防接種)

第2条 補助金の交付の対象となる予防接種は、任意接種における季節性インフルエンザワクチンの接種とする。ただし、体調不良等により予防接種を見合わせた場合の当該費用は対象としない。

2 補助金の交付の対象となる予防接種の接種期間は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき市長が実施するインフルエンザの定期の予防接種(以下「定期予防接種」という。)と同一の期間とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、予防接種を受ける日において本市に住所を有する生後6月から満65歳未満の者(定期予防接種の対象者を除く。)で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる障害程度等級が1級又は2級のもの

(2) 「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基

づく療育手帳の交付を受けている者で、障害の程度がA又はBのもの
(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、市長が予防接種を委託した医療機関(以下「取扱医療機関」という。)との当該委託契約に基づく予防接種費用の額から自己負担金1,000円を控除した額とする。

2 補助金の交付は、1年度当たり1人につき1回とする。ただし、1回目の接種日において13歳未満である者は2回とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、宮津市障害者インフルエンザ予防接種補助金交付申請書(以下「申請書」という。)をあらかじめ市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するとともに、補助金の交付が適当と認めた者に対し、予防接種に係る予診票(以下「予診票」という。)を交付する。

(変更手続)

第7条 予診票の交付を受けた者(以下「受診者」という。)が予防接種を中止しようとするときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(予防接種受診及び交付の手続)

第8条 受診者は、予防接種の受診の際、予診票を取扱医療機関に提出し、第4条第1項に規定する予防接種費用のうち自己負担金1,000円を取扱医療機関に支払わなければならない。

2 市長は、受診者への補助金の交付に代えて、取扱医療機関からの予診票の提出及び請求に基づき、当該補助金相当額を取扱医療機関に支払うものとする。

(補助金の償還払申請等)

第9条 取扱医療機関以外の医療機関で予防接種を受ける者については、予防接種費用の全額を自己負担した上で、第5条から前条までの規定にかかわらず、償還払いにより補助金の交付を受けることができる。この場合における補助金の額は、当該予防接種費用の額(第4条第1項に規定する予防接種費用の額を限度とする。)から自己負担金1,000円を控除した額とする。

2 前項の償還払いによる補助金の交付を受けようとする者は、宮津市障害者インフルエンザ予防接種補助金償還払申請書(以下「償還払申請書」という。)に、予防接種日、支払金額等の記載のある領収書その他接種ワクチン名等の記載のある書類を添付の上、速やかに市長に提出しなければならない。

3 市長は、償還払申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するとともに、当該申請者に通知するものとする。

(譲渡等の禁止)

第10条 この要綱による補助金の交付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の全部を返還させることができる。

- (1) 虚偽又は不正な申請により補助金を受けた者
- (2) この要綱の規定及び取扱医療機関の指示に違反した者
- (3) その他市長が返還させる理由があると認めた者

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第113号

宮津市商工業振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年10月7日

宮津市長 井上正嗣

宮津市商工業振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市商工業振興補助金交付要綱（昭和63年告示第12号）の一部を次のように改正する。

別表1 商店街等共同施設設置事業の部組合及び商工団体の款に次のように加える。

商店街放送設備の設置	対象事業費の10分の5以内	他の法令等の規定により補助の対象となった場合は、当該補助金を除き自己負担を要する直接経費を対象事業費とする。
------------	---------------	--

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第114号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成26年10月20日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 インフルエンザ
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - (1) 接種日において年齢が65歳以上の者
 - (2) 接種日において年齢が60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (5) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると 医師が判断した者
- 4 接種回数 1回
- 5 自己負担金 1,000円。ただし、生活保護世帯に属する者は免除することができる。
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	接種医師の氏名	予防接種を行う場所
石井 靖隆	日置診療所 府中診療所	宮地 高弘 宮地 道弘	宮地外科医院
味見 真弓	味見診療所	山根 行雄	山根医院
今出 陽一朗	今出クリニック	渡辺 太郎	栗田診療所
岡所 明良	岡所・泌尿器科医院	伊藤 剛	いとうクリニック
辻 俊三 曾根 淳史 荒川 昌昭 小柳 博彦 木崎 二郎 桂 長門 中村 智樹	宮津武田病院	伊藤 邦彦	伊藤内科医院
		岩破 淳郎	いわさく診療所
		岩破 康二	岩破医院
		大森 斎	大森内科診療所
		衣川 磐	衣川整形外科医院
中川 長雄	中川医院	木村 進	木村内科クリニック
中川 嘉洋	中川内科・小児科クリニック	須川 典亮	須川医院

今井 敏雄 浪江 和生	浪江医院	鳥居 剛 日置 潤也	鳥居クリニック 日置医院
西原 寛	西原医院	山添 一郎	やまぞえこどもクリニック
堀川 義治	宮津市由良診療所	石野 秀岳	伊根診療所
林 信昌	養老診療所	宮地 道弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成26年10月20日から平成26年12月19日まで

* * *

宮津市告示第115号

宮津市不妊治療助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年10月23日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市不妊治療助成金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市不妊治療助成金交付要綱（平成15年告示第94号）の一部を次のように改正する。

題名中「不妊治療」を「不妊治療等」に改める。

第1条中「不妊症」の次に「又は不育症」を加える。

第2条中「医療機関において不妊症と判断され、その治療を受ける者で、」を削り、「該当するもの」を「該当する者」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 本市に住所を有し、かつ、京都府内に1年以上住所を有する夫婦（不妊治療又は不育治療等に対して負担した医療費を申請する者にとっては、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含む。）である者

第2条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に規定する扶助を受けている世帯に属さない者

第3条を次のように改める。

（助成対象経費及び助成金の額）

第3条 助成対象経費及び助成金の額は、次の表のとおりとする。

区 分	助成対象経費	助成金の額
一般不妊治療	(1) 不妊治療（医療保険各法に基づく療養の給付の対象となるものに限る。）に対して負担した医療費（医療保険各法に基づく保険者又は共済組合の規約等の定めるところにより不妊治療に要する費用に対し給付（以下「付加給付」という。）を受けた場合は、当該医療費から当該付加給付の額を控除した額） (2) 人工授精に対して負担した医療費	1 対象者ごとに(1)及び(2)の医療費の額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額の合計額。ただし、1対象者につき1年度当たり10万円（(1)のみの医療費に対して助成を受けるときは、6万円）を限度とする。
男性不妊治療 （当該治療に係る医療費に対して、この要綱以外の助成制度による助成金を受けているものを除く。）	(1) 精巣内精子生検採取法による手術その他の精子を精巣から採取するための手術に対して負担した医療費 (2) 精巣上体内精子吸引法による手術その他の精子を精巣上体から採取するための手術に対して負担した医療費	1 対象者ごとに(1)の医療費の額に2分の1を乗じて得た額及び(2)の医療費の額に2分の1を乗じて得た額（当該額が5万円を超える場合は、5万円）の合計額。ただし、1対象者につき1年度当たり20万円を限度とする。

<p>不育治療等</p>	<p>不育症の原因を特定するための検査及び不育症の治療(いずれも医療保険各法に基づく療養の給付の対象となるものに限る。)に対して負担した医療費(付加給付を受けた場合は、当該医療費から当該付加給付の額を控除した額)</p>	<p>1対象者ごとに医療費の額に2分の1を乗じて得た額。ただし、1対象者につき1回の妊娠当たり10万円を限度とする。</p>
--------------	--	--

第4条を削る。

第5条第1項中「宮津市不妊治療助成金交付申請書」を「宮津市不妊治療等助成金交付申請書」に、「不妊治療医療機関等証明書」を「不妊治療等医療機関等証明書」改め、同条を第4条とする。

第6条を第5条とする。

第7条中「宮津市不妊治療助成金交付申請書等」を「宮津市不妊治療等助成金交付申請書等」に改め、同条を第6条とする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の宮津市不妊治療等助成金交付要綱の規定は、平成26年10月1日以後の治療に係る医療費について適用する。

* * *

宮津市告示第116号

住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条の規定により、下記の者の住民票を削除したので、同令第12条第4項の規定により告示する。

平成26年11月4日

宮津市長 井上正嗣

記

<省略>

公 告

宮津市公告第40号

条件付一般競争入札の実施について

天橋立駅駅舎等改修工事(宮総交第3号)の請負契約について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び宮津市財務規則(昭和40年規則第13号)第104条の規定により次のとおり公告する。

平成26年10月15日

宮津市長 井上正嗣

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 天橋立駅駅舎等改修工事
- (2) 工事番号 26宮総交第3号
- (3) 工事場所 宮津市字文珠地内
- (4) 工事概要 駅舎改修工事(668.26㎡)一式
駐輪場改修工事(40.55㎡)一式
東屋新築工事(6.48㎡)一式
電気設備・機械設備工事 一式
駅前広場電灯設備工事 一式
- (5) 工事期間 契約日の翌日から平成27年3月20日まで

- 2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
担 当 室 宮津市企画総務室（企画係）
宮津市役所本館 3 階
郵便番号 626-8501
所 在 地 京都府宮津市字柳縄手345-1
電話番号 0772-45-1601
FAX番号 0772-25-1691
E-mail kikaku@city.miyazu.kyoto.jp
- 3 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 許可の種類 建築一式工事業に係る建設業の許可
 - (2) 許可業種 建築一式工事
 - (3) 総合評定値 建築一式工事の総合点が800点以上
 - (4) 営業所所在地 京都府丹後・中丹東・中丹西土木事務所管内に本社・営業所を置く者
 - (5) 施工実績 過去10年間に、鉄骨造の建築工事で元請負又は一次下請けの実績があること。
 - (6) 配置予定技術者 監理技術者として「建築一式工事」に係る監理技術者資格を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に専任で配置できること。
 - (7) その他 「条件付一般競争入札実施要領」第3条第1項に示す事項のとおり。
- 4 入札参加資格確認申請時の提出書類
- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）
 - (2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料
 - ア 同種工事の施工実績調書（別記様式2）
3に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を少なくとも1件記載すること。
 - イ 配置予定技術者調書（別記様式3）
3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者（以下「技術者」という。）の資格及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、全ての候補者について条件を満足していなければならない。
なお、調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事との重複及び営業所専任技術者の配置は認めない。
また、施工に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。
技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。
 - ウ 確認資料
次に掲げる書類を提出すること。
 - (ア) アの同種工事の施工実績及びイの技術者の経験として記載した工事に係る契約書の写し及び当該工事の規模等の設計条件が判明できる最小限の図書等の写し
 - (イ) イの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し
- 5 入札手続等
- (1) 入札参加資格確認申請書等の配布期間
平成26年10月15日（水）から平成26年10月23日（木）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日及び日曜日を除く。）
 - (2) 設計図書等の閲覧期間
平成26年10月15日（水）から平成26年10月28日（火）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日及び日曜日を除く。）
閲覧場所 2に示す担当室に同じ
*）設計図書はHPに掲載する。
 - (3) 入札参加資格確認申請書等の受付

平成26年10月15日（水）から平成26年10月23日（木）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日及び日曜日を除く。）ただし、郵送の場合は平成26年10月23日（木）の午後4時まで

に必着とする。

(4) 質問の受付

設計図書に関する質問

平成26年10月28日（火）まで

ただし、郵送の場合は平成26年10月28日（火）の午後4時まで必着とする。

(5) 回答の閲覧

設計図書に関する回答

平成26年10月29日（水）

閲覧場所 2 に示す担当室と同じ

*) 回答書は、HPに掲載する。(申請書、入札に関する質問は、随時口頭により回答する。)

(6) 入札日時及び場所

平成26年11月4日（火）午前10時00分

宮津市役所本館南棟1階第2会議室

(7) その他

入札参加者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。

6 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請書を受け付けた後、入札参加者資格の確認について別途通知する。

7 入札参加資格の喪失

申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができないこととする。

(1) 3の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

8 落札者の決定方法

宮津市財務規則第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

9 予定価格

予定価格は93,376,800円（消費税含む）とする。

10 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金については免除とする。

(2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

11 支払条件

(1) 前払金

請負代金の4割以内とし、支出限度額は1億円とする。（中間前払金として、工事の中間段階で一定の要件を満たしている場合に、請負代金の2割以内（限度額50,000千円）で前払金を追加できる。）

(2) 部分払

300万円以上の部分払いは3回までとする。

12 その他

(1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該工事に配置すること。

(2) その他については、宮津市財務規則及び「条件付一般競争入札実施要領」の規定に示すとおりとする。

) 技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

* * *

宮津市公告第41号

世屋高原家族旅行村の管理運営について、指定管理者を次のとおり募集します。

平成26年10月15日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 施設の概要

(1) 所在地 宮津市字松尾96番地

(2) 規模等

開 設 昭和60年 4 月

敷地面積 約91ha

2 指定の期間（予定）

平成27年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで

3 指定管理者が行う業務

(1) 世屋高原家族旅行村（以下「家族旅行村」という。）の施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 家族旅行村の使用の許可に関する業務

(3) 家族旅行村の設置の目的を達成するために必要な業務

4 指定管理者の応募資格

申請要項に記載した資格要件を満たすこと。

5 応募の方法

(1) 応募書類

指定申請書、事業計画書その他募集要項で指定する書類

(2) 募集期間

平成26年10月15日(水)から平成26年11月10日(月)まで

(3) 提出方法・部数等

募集要項において定めるところによります。

(4) 現地説明会

必要に応じて開催します。

6 選定及び指定の方法

提出された応募書類をもとに指定管理者制度運営委員会による審査に基づき、指定管理者の候補者を市長が選定し、市議会の議決を受けて指定します。

7 その他

(1) この募集に関する詳細は、募集要項において定めるところによります。

(2) 問い合わせ先

宮津市産業振興室観光係（別館3階）

電話番号 0772-45-1625（ダイヤルイン）

* * *

宮津市公告第42号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成26年10月17日

宮津市長 井 上 正 嗣

< 以下掲示済 >

* * *

宮津市公告第43号

宮津農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供します。

平成26年10月22日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 縦覧期間

平成26年10月22日以後、常時据え置くこととします。

2 縦覧の場所

宮津市産業振興室（別館3階）

議 会

〈規 則〉

宮津市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月7日

宮津市議会議長 松 浦 登美義

宮津市議会規則第1号

宮津市議会会議規則の一部を改正する規則

宮津市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第7章 議員の派遣（第166条） を
第8章 補則（第167条）」

「第7章 協議又は調整を行うための場（第166条）

第8章 議員の派遣（第167条） に改める。

第9章 補則（第168条）」

第167条を第168条とする。

第8章を第9章とする。

第7章中第166条を第167条とする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第166条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を次のとおり設ける。

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	議会及び市政の諸問題について協議し、議員相互間で情報を共有する。	全議員	議長

2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、議長がこれを決定することができる。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第17号

平成26年第15回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成26年10月27日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

- 1 日 時 平成26年10月30日（木）午前10時
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第70号

平成26年9月1日現在で調製した京都海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を、次のとおり縦覧に供する。

平成26年10月17日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

- 1 縦覧の期間 平成26年10月20日から11月3日まで
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1
（宮津市役所内）
宮津市選挙管理委員会事務局

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第71号

平成26年6月22日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における各候補者の出納責任者から提出のあった選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成26年10月31日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 (1) 選挙の種類 平成26年6月22日執行宮津市長選挙
- (2) 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
4,452,400円
- (3) 報告書の要旨

候補者氏名	井上 正 嗣	所属党派	無所属	期間	5月23日から 7月3日まで	第1回分
出納責任者氏名	今井 一 雄					
収 入				支 出		
主たる寄附				円		
(氏名・団体名)		(職 業)	(寄附額)	人 件 費	560,000	
			円	家 屋 費	190,819	
自由民主党京都府支部連合会			100,000	選挙事務所費	188,819	

民主党京都府総支部連合会	100,000	集 合 会 場 費	2,000
		通 信 費	20,332
		交 通 費	209,460
		印 刷 費	752,452
		広 告 費	626,253
		文 具 費	35,082
		食 糧 費	210,880
その他の寄附	-	休 泊 費	-
その他の収入	3,400,000	雑 費	8,100
今 回 計	3,600,000	今 回 計	2,613,378
前 回 計	-	前 回 計	-
総 計	3,600,000	総 計	2,613,378

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
		ポスターの作成
	計	230,850 円

報告書受理年月日	平成 26 年 7 月 4 日	第 1 回報告分
----------	-----------------	----------

候補者氏名	木下 恵子	所属党派	無所属	期間	3月19日から 6月24日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	木下 秀一					

収 入			支 出	
主たる寄附			円	
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額) 円	人 件 費	392,000
中 森 久 美	建 築 業	70,000	家 屋 費	-
春 日 利 之	音 楽 家	70,000	選挙事務所費	-
春 日 はるな	音 楽 家	70,000	集 合 会 場 費	-
八 尾 八重子	パートタイマー	70,000	通 信 費	1,375
木 下 弘	無 職	70,000	交 通 費	27,990
笹 倉 寛一	無 職	30,000	印 刷 費	91,700
			広 告 費	528,310
			文 具 費	11,276
			食 糧 費	63,163
その他の寄附		-	休 泊 費	123,200
その他の収入		1,000,000	雑 費	5,211
今 回 計		1,380,000	今 回 計	1,244,225
前 回 計		-	前 回 計	-
総 計		1,380,000	総 計	1,244,225

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	計	- 円

報告書受理年月日	平成 26 年 7 月 7 日	第 1 回報告分
----------	-----------------	----------

候補者氏名	木下 恵子	所属党派	無所属	期間	6月25日から 7月9日まで	第2回分
出納責任者氏名	木下 秀一					

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額) 円	人 件 費	家 屋 費	選 挙 事 務 所 費
		-	集 合 会 場 費		
			通 信 費		
			交 通 費		
			印 刷 費	475,200	
			広 告 費		
			文 具 費		
			食 糧 費		
その他の寄附		-	休 泊 費		
その他の収入		-	雑 費		
今 回 計		-	今 回 計	475,200	
前 回 計		1,380,000	前 回 計	1,244,225	
総 計		1,380,000	総 計	1,719,425	

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
		ポスターの作成
	計	356,400 円

報告書受理年月日	平成 26 年 7 月 9 日	第 2 回報告分
----------	-----------------	----------

候補者氏名	福井 愿 則	所属党派	無所属	期間	5月30日から 7月4日まで	第1回分
出納責任者氏名	友 繁 正 幸					

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額) 円	人 件 費	家 屋 費	選 挙 事 務 所 費
			集 合 会 場 費		
			通 信 費	590	
			交 通 費	23,760	
			印 刷 費	514,536	
			広 告 費	117,948	
			文 具 費	2,890	
			食 糧 費	15,952	
			休 泊 費	-	
			雑 費	10,550	
その他の寄附	8 件	70,000	今 回 計	862,550	
その他の収入		300,000	前 回 計	-	
今 回 計		610,000	今 回 計	862,550	
前 回 計		-	前 回 計	-	
総 計		610,000	総 計	862,550	

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	375,000 円
	計	375,000 円

報告書受理年月日	平成 26 年 7 月 7 日	第 1 回報告分
----------	-----------------	----------

2 (1) 選挙の種類 平成 26 年 6 月 22 日執行宮津市議会議員一般選挙

(2) 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

2,722,800 円

(3) 報告書の要旨

候補者氏名	安達 稔	所属党派	無所属	期間	5月26日から 6月24日まで	第1回分
出納責任者氏名	中村 益子					

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額) 円	人 件 費	円
		-	家 屋 費	220,000
			選挙事務所費	97,800
			集合会場費	-
			通 信 費	-
			交 通 費	-
			印 刷 費	106,920
			広 告 費	178,440
			文 具 費	4,116
			食 糧 費	134,177
その他の寄附		-	休 泊 費	-
その他の収入		1,000,000	雑 費	35,041
今 回 計		1,000,000	今 回 計	776,494
前 回 計		-	前 回 計	-
総 計		1,000,000	総 計	776,494

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
		- 円
	計	- 円

報告書受理年月日	平成 26 年 7 月 3 日	第 1 回報告分
----------	-----------------	----------

候補者氏名	安達 稔	所属党派	無所属	期間	6月25日から 7月7日まで	第2回分
出納責任者氏名	中村 益子					

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額) 円	人 件 費	円
		-	家 屋 費	-
			選挙事務所費	-

		集 合 会 場 費	-
		通 信 費	20,072
		交 通 費	-
		印 刷 費	406,000
		広 告 費	-
		文 具 費	-
		食 糧 費	-
その他の寄附	-	休 泊 費	-
その他の収入	-	雑 費	-
今 回 計	-	今 回 計	426,072
前 回 計	1,000,000	前 回 計	776,494
総 計	1,000,000	総 計	1,202,566

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	304,500 円
	計	304,500 円

報告書受理年月日 平成 26 年 7 月 7 日 第 2 回報告分

候 補 者 氏 名	宇 都 宮 綾	所 属 党 派	日 本 共 産 党	期 間	6 月 5 日 から 6 月 24 日 まで	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	日 下 部 星 男					

収 入			支 出		
主たる寄附			人 件 費		
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	家 屋 費		
		円	選 挙 事 務 所 費		
日本共産党与謝地区委員会		100,000	集 合 会 場 費		
			通 信 費		
			交 通 費		
			印 刷 費		
			広 告 費		
			文 具 費		
			食 糧 費		
その他の寄附	3 件	30,000	休 泊 費		
その他の収入		100,000	雑 費		
今 回 計		230,000	今 回 計		
前 回 計		-	前 回 計		
総 計		230,000	総 計		

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	372,600 円
	計	372,600 円

報告書受理年月日 平成 26 年 7 月 4 日 第 1 回報告分

候補者氏名	梅田 慈弘	所属党派	無所属	期間	5月13日から 7月3日まで	第1回分
出納責任者氏名	梅田 慈弘					
収 入				支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名) (職 業) (寄附額) 円				人 件 費 215,000 家 屋 費 - 選挙事務所費 - 集合会場費 - 通 信 費 - 交 通 費 - 印 刷 費 419,828 広 告 費 481,592 文 具 費 - 食 糧 費 33,400 休 泊 費 41,400 雑 費 -		
その他の寄附 -				今 回 計 1,191,220		
その他の収入 3,000,000				前 回 計 -		
今 回 計 3,000,000				総 計 1,191,220		
前 回 計 -						
総 計 3,000,000						
支出のうち公費負担相当額		項 目		金 額		
		ポスターの作成		230,850 円		
		計		230,850 円		
報告書受理年月日		平成 26 年 7 月 30 日		第 1 回報告分		
候補者氏名	河原 未彦	所属党派	無所属	期間	5月30日から 6月26日まで	第1回分
出納責任者氏名	中西 八重子					
収 入				支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名) (職 業) (寄附額) 円				人 件 費 276,000 家 屋 費 2,777 選挙事務所費 2,777 集合会場費 - 通 信 費 1,312 交 通 費 - 印 刷 費 213,540 広 告 費 70,200 文 具 費 7,655 食 糧 費 76,713 休 泊 費 - 雑 費 30,273		
社民党京都府連合 100,000				今 回 計 678,470		
社民党近畿ブロック協議会 50,000				前 回 計 -		
千賀 義信 農 業 30,000				総 計 678,470		
中西 洋一 無 職 30,000						
黒河内 久子 無 職 20,000						
山本 繁 無 職 50,000						
佐藤 幸正 無 職 70,000						
岡崎 利厚 無 職 70,000						
その他の寄附 7件 60,000						
その他の収入 500,000						
今 回 計 980,000						
前 回 計 -						
総 計 980,000						

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	97,200 円
	計	97,200 円

報告書受理年月日	平成 26 年 7 月 7 日	第 1 回報告分
----------	-----------------	----------

候補者氏名	城 崎 雅 文	所属党派	無所属	期間	5 月 31 日から 7 月 3 日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	長 本 義 浩					

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)			円	
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額) 円	人 件 費	350,000
後 藤 真里子	パート従業員	60,000	家 屋 費	39,219
長 本 暁 世	ピアノ講師	45,000	選挙事務所費	39,219
鹿 田 恵美子	無 職	45,000	集合会場費	-
水 口 美 穂	会 社 員	15,000	通 信 費	1,924
斉 藤 八重子	パート従業員	15,000	交 通 費	-
山 本 智 美	塾 経 営	15,000	印 刷 費	405,000
森 育 世	自 営 業	15,000	広 告 費	260,850
長谷川 裕之	会 社 員	30,000	文 具 費	-
内 藤 栄 一	自 営 業	20,000	食 糧 費	108,863
小 林 仁 章	会 社 員	30,000	休 泊 費	-
小 松 章	無 職	20,000	雑 費	2,356
井 上 功	建 築 業	20,000		
坂 根 文 明	無 職	50,000		
後 藤 幸 男	電気器具販売業	50,000		
後 藤 俊 夫	無 職	30,000		
溝 江 隆 明	飲食店経営	30,000		
後 藤 喜 代 治	鉄鋼所経営	30,000		
明るく豊かな宮津を作る会		30,000		
柿 田 公 孝	会社経営	32,400		
その他の寄附	2 件	20,000		
その他の収入		1,000,000		
今 回 計		1,602,400	今 回 計	1,168,212
前 回 計		-	前 回 計	-
総 計		1,602,400	総 計	1,168,212

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	230,850 円
	計	230,850 円

報告書受理年月日	平成 26 年 7 月 7 日	第 1 回報告分
----------	-----------------	----------

候補者氏名	城崎雅文	所属党派	無所属	期間	7月4日から 8月5日まで	第2回分
出納責任者氏名	長本義浩					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額) 円				円		
-				人件費	-	
-				家屋費	-	
-				選挙事務所費	-	
-				集合会場費	-	
-				通信費	15,191	
-				交通費	-	
-				印刷費	-	
-				広告費	-	
-				文具費	-	
-				食糧費	-	
-				休泊費	-	
その他の寄附				雑費	565	
その他の収入				今回計	15,756	
今回計				前回計	1,168,212	
前回計				総計	1,183,968	
総計						
1,602,400						
1,602,400						
支出のうち公費負担相当額			項目	金額		
				- 円		
			計	- 円		
報告書受理年月日 平成26年8月6日 第2回報告分						
候補者氏名	北仲篤	所属党派	民主党	期間	5月24日から 7月7日まで	第1回分
出納責任者氏名	北仲篤					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額) 円				円		
-				人件費	90,000	
-				家屋費	52,160	
-				選挙事務所費	52,160	
-				集合会場費	-	
-				通信費	1,013	
-				交通費	-	
-				印刷費	401,004	
-				広告費	48,060	
-				文具費	2,937	
-				食糧費	183,663	
-				休泊費	-	
その他の寄附				雑費	23,867	
2件 15,000				今回計	802,704	
その他の収入				前回計	-	
1,000,000				総計	802,704	
今回計						
1,245,000						
前回計						
-						
総計						
1,245,000						

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	341,496 円
	計	341,496 円

報告書受理年月日	平成 26 年 7 月 8 日	第 1 回報告分
----------	-----------------	----------

候補者氏名	北 仲 篤	所属党派	民主党	期間	7 月 8 日から 8 月 29 日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	北 仲 篤					

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額) 円	人 件 費	家 屋 費	選 挙 事 務 所 費
		-	105,000	52,637	52,637
			集 合 会 場 費	-	-
			通 信 費	13,877	-
			交 通 費	-	-
			印 刷 費	-	-
			広 告 費	4,320	-
			文 具 費	-	-
			食 糧 費	-	-
			休 泊 費	-	-
その他の寄附		-	雑 費	1,858	-
その他の収入		-	今 回 計	177,692	-
今 回 計		-	前 回 計	802,704	-
前 回 計		1,245,000	総 計	980,396	-
総 計		1,245,000			

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
		- 円
	計	- 円

報告書受理年月日	平成 26 年 9 月 2 日	第 2 回報告分
----------	-----------------	----------

候補者氏名	小 林 宣 明	所属党派	無所属	期間	5 月 28 日から 6 月 28 日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	矢 野 本 明					

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額) 円	人 件 費	家 屋 費	選 挙 事 務 所 費
		20,000	227,400	-	-
寺 戸 組		20,000	集 合 会 場 費	-	-
百 鳥 直	農 業	35,700	通 信 費	-	-
諸 井 満 恵	農 業	35,700	交 通 費	-	-
吉 田 多 喜 子	農 業	15,300	印 刷 費	353,160	-
小 松 弘 子	農 業	15,300	広 告 費	32,400	-
山 口 世 記 子	自 営 業				

矢野 美恵子	サービス業	10,200	文 具 費	8,178
矢野 三代子	農 業	10,200	食 糧 費	228,004
その他の寄附	2 件	20,000	休 泊 費	-
その他の収入		1,000,000	雑 費	2,712
今 回 計		1,182,400	今 回 計	851,854
前 回 計		-	前 回 計	-
総 計		1,182,400	総 計	851,854

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	243,000 円
	計	243,000 円

報告書受理年月日	平成 26 年 7 月 4 日	第 1 回報告分
----------	-----------------	----------

候補者氏名	小林 宣明	所属党派	無所属	期間	6月29日から 7月15日まで	第2回分
出納責任者氏名	矢野 本明					

収 入			支 出		
主たる寄附			円		
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費		-
		円	家 屋 費		3,660
		-	選挙事務所費		2,160
			集合会場費		1,500
			通 信 費		2,183
			交 通 費		-
			印 刷 費		-
			広 告 費		-
			文 具 費		-
			食 糧 費		-
その他の寄附		-	休 泊 費		-
その他の収入		-	雑 費		-
今 回 計		-	今 回 計		5,843
前 回 計		1,182,400	前 回 計		851,854
総 計		1,182,400	総 計		857,697

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
		- 円
	計	- 円

報告書受理年月日	平成 26 年 7 月 18 日	第 2 回報告分
----------	------------------	----------

候補者氏名	坂根 栄六	所属党派	無所属	期間	1月16日から 6月30日まで	第1回分
出納責任者氏名	坂根 俊裕					

収 入			支 出		
主たる寄附			円		

(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額) 円	人 件 費	280,000
		-	家 屋 費	10,000
			選挙事務所費	10,000
			集合会場費	-
			通 信 費	-
			交 通 費	11,620
			印 刷 費	449,600
			広 告 費	186,781
			文 具 費	13,066
			食 糧 費	155,283
			休 泊 費	42,887
その他の寄附		-	雑 費	39,372
その他の収入		1,200,000	今 回 計	1,188,609
今 回 計		1,200,000	前 回 計	-
前 回 計		-	総 計	1,188,609
総 計		1,200,00		

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	330,000 円
	計	330,000 円

報告書受理年月日	平成 26 年 7 月 1 日	第 1 回報告分
----------	-----------------	----------

候補者氏名	嶋 田 茂 雄	所属党派	無所属	期間	5 月 19 日から 7 月 1 日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	嶋 崎 熊 雄					

収 入			支 出	
主たる寄附			円	
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額) 円	人 件 費	550,000
		-	家 屋 費	2,700
			選挙事務所費	-
			集合会場費	2,700
			通 信 費	-
			交 通 費	-
			印 刷 費	623,310
			広 告 費	166,320
			文 具 費	9,974
			食 糧 費	263,569
			休 泊 費	-
その他の寄附		-	雑 費	17,615
その他の収入		2,000,000	今 回 計	1,633,488
今 回 計		2,000,000	前 回 計	-
前 回 計		-	総 計	1,633,488
総 計		2,000,000		

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	378,450 円
	計	378,450 円

報告書受理年月日	平成 26 年 7 月 3 日	第 1 回報告分
----------	-----------------	----------

候補者氏名	嶋田 茂雄	所属党派	無所属	期間	7月 2日から 7月 9日まで	第2回分
出納責任者氏名	嶋崎 熊雄					
収 入				支 出		
主たる寄附				円		
(氏名・団体名) (職 業) (寄附額)				人 件 費	-	
円				家 屋 費	-	
-				選挙事務所費	-	
				集合会場費	-	
				通 信 費	11,013	
				交 通 費	-	
				印 刷 費	-	
				広 告 費	-	
				文 具 費	-	
				食 糧 費	-	
その他の寄附				休 泊 費	-	
-				雑 費	-	
その他の収入				今 回 計	11,013	
-				前 回 計	1,633,488	
今 回 計				総 計	1,644,501	
-						
前 回 計						
2,000,000						
総 計						
2,000,000						
支出のうち公費負担相当額			項 目	金 額		
				- 円		
			計	- 円		
報告書受理年月日 平成 26 年 7 月 9 日 第 2 回報告分						
候補者氏名	立垣 為良	所属党派	無所属	期間	5月 17日から 7月 4日まで	第1回分
出納責任者氏名	立垣 幸江					
収 入				支 出		
主たる寄附				円		
(氏名・団体名) (職 業) (寄附額)				人 件 費	-	
円				家 屋 費	-	
萩原 三義 鍼 灸 22,000				選挙事務所費	-	
児玉 正人 農 業 20,000				集合会場費	-	
				通 信 費	-	
				交 通 費	33,320	
				印 刷 費	296,000	
				広 告 費	163,620	
				文 具 費	1,080	
				食 糧 費	6,269	
その他の寄附 7件 60,000				休 泊 費	-	
その他の収入 130,000				雑 費	-	
今 回 計 232,000				今 回 計	500,289	
前 回 計 -				前 回 計	-	
総 計 232,000				総 計	500,289	

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	277,500 円
	計	277,500 円

報告書受理年月日	平成 26 年 7 月 4 日	第 1 回報告分
----------	-----------------	----------

候補者氏名	谷 口 喜 弘	所属党派	無所属	期間	5 月 21 日から 6 月 26 日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	谷 口 喜 弘					

収 入			支 出		
主たる寄附			円		
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額) 円	人 件 費	家 屋 費	選 挙 事 務 所 費
宮 崎 さ よ	会 社 員	30,000	家 屋 費	22,000	10,000
谷 口 愛 子	無 職	70,000	集 合 会 場 費	12,000	-
宮 崎 ひ ろ 子	自 営	20,000	通 信 費	-	-
宮 崎 将	自 営	49,000	交 通 費	-	-
宮 崎 一 郎	会 社 員	49,000	印 刷 費	505,440	-
			広 告 費	32,400	-
			文 具 費	8,564	-
			食 糧 費	98,010	-
その他の寄附	1 件	10,000	休 泊 費	-	-
その他の収入		277,964	雑 費	-	-
今 回 計		505,964	今 回 計	884,414	-
前 回 計		-	前 回 計	-	-
総 計		505,964	総 計	884,414	-

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	378,450 円
	計	378,450 円

報告書受理年月日	平成 26 年 7 月 5 日	第 1 回報告分
----------	-----------------	----------

候補者氏名	谷 口 喜 弘	所属党派	無所属	期間	6 月 27 日から 7 月 14 日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	谷 口 喜 弘					

収 入			支 出		
主たる寄附			円		
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額) 円	人 件 費	家 屋 費	選 挙 事 務 所 費
		-	家 屋 費	4,446	4,446
		-	集 合 会 場 費	-	-
		-	通 信 費	1,067	-
		-	交 通 費	-	-

その他の寄附	-	印	刷	費	-
その他の収入	5,513	広	告	費	-
今回計	5,513	文	具	費	-
前回計	505,964	食	糧	費	-
総計	511,477	休	泊	費	-
		雑	回	費	-
		回	計	計	5,513
		前	回	計	884,414
		回	計	計	889,927
		総	計		

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
		- 円
	計	- 円

報告書受理年月日	平成 26 年 7 月 18 日	第 2 回報告分
----------	------------------	----------

候補者氏名	徳本良孝	所属党派	自由民主党	期間	5月30日から 6月30日まで	第1回分
出納責任者氏名	亀井泰成					

収入			支出		
主たる寄附			円		
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	210,000	
自由民主党京都府支部連合会		30,000	家屋費	77,000	
			選挙事務所費	70,000	
			集合会場費	7,000	
			通信費	-	
			交通費	-	
			印刷費	769,320	
			広告費	178,050	
			文具費	5,184	
			食糧費	119,200	
その他の寄附		-	休泊費	-	
その他の収入		1,370,000	雑費	-	
今回計		1,400,000	今回計	1,358,754	
前回計		-	前回計	-	
総計		1,400,000	総計	1,358,754	

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	316,440 円
	計	316,440 円

報告書受理年月日	平成 26 年 7 月 2 日	第 1 回報告分
----------	-----------------	----------

候補者氏名	徳本良孝	所属党派	自由民主党	期間	7月1日から 7月4日まで	第2回分
出納責任者氏名	亀井泰成					

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額) 円	人 件 費 家 屋 費 選挙事務所費 集合会場費 通 信 費 交 通 費 印 刷 費 広 告 費 文 具 費 食 糧 費 休 泊 費 雑 費	今 回 計 前 回 計 総 計	円
		-			-
		-			-
		-			-
		-			-
		-			6,438
		-			-
		-			-
		-			-
		-			-
		-			-
		-			-
		-			6,438
		1,400,000			1,358,754
		1,400,000			1,365,192
支出のうち公費負担相当額			項 目	金 額	
				- 円	
			計	- 円	
報告書受理年月日 平成 26 年 7 月 4 日 第 2 回報告分					
候補者氏名	徳 本 良 孝	所属党派	自由民主党	期間	7 月 5 日から 8 月 4 日まで 第 3 回分
出納責任者氏名	亀 井 泰 成				
収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額) 円	人 件 費 家 屋 費 選挙事務所費 集合会場費 通 信 費 交 通 費 印 刷 費 広 告 費 文 具 費 食 糧 費 休 泊 費 雑 費	今 回 計 前 回 計 総 計	円
		-			-
		-			-
		-			-
		-			-
		-			5,368
		-			-
		-			-
		-			-
		-			-
		-			-
		-			5,368
		1,400,000			1,365,192
		1,400,000			1,370,560
支出のうち公費負担相当額			項 目	金 額	
				- 円	
			計	- 円	
報告書受理年月日 平成 26 年 8 月 5 日 第 3 回報告分					

候補者氏名	中島 武文	所属党派	無所属	期間	5月23日から 7月3日まで	第1回分
出納責任者氏名	中島 亜由美					
収 入				支 出		
主たる寄附				円		
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		人 件 費		250,000
		円		家 屋 費		27,000
中島 敏 栄	会 社 員	70,000		選挙事務所費		27,000
小倉 洋子	無 職	50,000		集合会場費		-
結城 美年	無 職	50,000		通 信 費		16,692
倉元 啓子	会 社 員	50,000		交 通 費		-
濱崎 起世美	無 職	30,000		印 刷 費		340,000
小山 文彦	無 職	30,000		広 告 費		135,864
				文 具 費		5,278
				食 糧 費		147,501
その他の寄附	5 件	45,000		休 泊 費		-
その他の収入		700,000		雑 費		7,388
今 回 計		1,025,000		今 回 計		929,723
前 回 計		-		前 回 計		-
総 計		1,025,000		総 計		929,723
支出のうち公費負担相当額				項 目		金 額
				ポスターの作成		240,000 円
				計		240,000 円
報告書受理年月日		平成 26 年 7 月 7 日		第 1 回報告分		
候補者氏名	長 林 三 代	所属党派	日本共産党	期間	5月10日から 6月24日まで	第1回分
出納責任者氏名	長 林 尚 之					
収 入				支 出		
主たる寄附				円		
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		人 件 費		70,000
		円		家 屋 費		22,138
中川 昭一	農 業	70,000		選挙事務所費		14,138
日本共産党与謝地区委員会		100,000		集合会場費		8,000
				通 信 費		-
				交 通 費		-
				印 刷 費		424,440
				広 告 費		67,160
				文 具 費		4,721
				食 糧 費		50,176
その他の寄附	7 件	65,000		休 泊 費		-
その他の収入		40,000		雑 費		5,411
今 回 計		275,000		今 回 計		644,046
前 回 計		-		前 回 計		-
総 計		275,000		総 計		644,046

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
		ポスターの作成
	計	372,600 円

報告書受理年月日	平成 26 年 7 月 3 日	第 1 回報告分
----------	-----------------	----------

候補者氏名	長 林 三 代	所属党派	日本共産党	期間	6 月 25 日から 7 月 11 日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	長 林 尚 之					

収 入			支 出		
主たる寄附			円		
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額) 円	人 件 費	家 屋 費	選挙事務所費
		-	集合会場費		
			通 信 費	5,830	
			交 通 費	-	
			印 刷 費	-	
			広 告 費	-	
			文 具 費	-	
			食 糧 費	-	
			休 泊 費	-	
その他の寄附		-	雑 費	-	
その他の収入		380,000	今 回 計	5,830	
今 回 計		380,000	前 回 計	644,046	
前 回 計		275,000	総 計	649,876	
総 計		655,000			

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	計	- 円

報告書受理年月日	平成 26 年 7 月 17 日	第 2 回報告分
----------	------------------	----------

候補者氏名	長 林 三 代	所属党派	日本共産党	期間	7 月 12 日から 8 月 8 日まで	第 3 回分
出納責任者氏名	長 林 尚 之					

収 入			支 出		
主たる寄附			円		
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額) 円	人 件 費	家 屋 費	選挙事務所費
		-	集合会場費		
			通 信 費	2,146	
			交 通 費	-	
			印 刷 費	-	
			広 告 費	-	

その他の寄附	-	文具費	-
その他の収入	-	食糧費	-
今回計	-	休泊費	-
前回計	655,000	雑費	-
総計	655,000	今回計	2,146
		前回計	649,876
		総計	652,022

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
		- 円
	計	- 円

報告書受理年月日 平成26年8月8日 第3回報告分

候補者氏名	福井 康喜	所属党派	日本共産党	期間	5月10日から 6月21日まで	第1回分
出納責任者氏名	福井 ふさ子					

収入				支出	
主たる寄附				円	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円	人件費	
細見 正	無職	20,000		家屋費	43,000
上家 佐代子	無職	20,000		選挙事務所費	42,000
熊田 睦子	無職	30,000		集合会場費	1,000
日本共産党与謝地区委員会		100,000		通信費	-
				交通費	-
				印刷費	421,200
				広告費	59,900
				文具費	1,108
				食糧費	52,452
その他の寄附	5件	50,000		休泊費	-
その他の収入		50,000		雑費	5,703
今回計		270,000		今回計	583,363
前回計		-		前回計	-
総計		270,000		総計	583,363

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	372,600 円
	計	372,600 円

報告書受理年月日 平成26年7月7日 第1回報告分

候補者氏名	星野 和彦	所属党派	無所属	期間	6月6日から 6月23日まで	第1回分
出納責任者氏名	中野 朋世					

収入				支出	
主たる寄附				円	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	
					421,000

	円	家 屋 費	85,000
	-	選挙事務所費	85,000
		集合会場費	-
		通 信 費	-
		交 通 費	-
		印 刷 費	738,660
		広 告 費	330,075
		文 具 費	15,555
		食 糧 費	264,063
その他の寄附	-	休 泊 費	-
その他の収入	1,800,000	雑 費	262,125
今 回 計	1,800,000	今 回 計	2,116,478
前 回 計	-	前 回 計	-
総 計	1,800,000	総 計	2,116,478

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	378,450 円
	計	378,450 円

報告書受理年月日	平成 26 年 7 月 4 日	第 1 回報告分
----------	-----------------	----------

候補者氏名	松 浦 登美義	所属党派	公明党	期間	6 月 2 日から 7 月 1 日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	鷲 尾 健 二					

収 入			支 出		
主たる寄附			人 件 費		
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	家 屋 費		
		円	選挙事務所費		
公明党京都第 5 総支部		597,196	集合会場費		
			通 信 費		
			交 通 費		
			印 刷 費		
			広 告 費		
			文 具 費		
			食 糧 費		
その他の寄附		-	休 泊 費		
その他の収入		160,000	雑 費		
今 回 計		757,196	今 回 計		
前 回 計		-	前 回 計		
総 計		757,196	総 計		

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	275,400 円
	計	275,400 円

報告書受理年月日	平成 26 年 7 月 7 日	第 1 回報告分
----------	-----------------	----------

候補者氏名	松本 隆	所属党派	公明党	期間	6月2日から 6月24日まで	第1回分
出納責任者氏名	杉本 康					
収 入				支 出		
主たる寄附				円		
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		人 件 費	245,000	
		円		家 屋 費	32,000	
公明党京都第5総支部		429,206		選挙事務所費	32,000	
宮根 真理	無 職	49,000		集合会場費	-	
平 美智子	パ ー ト	49,000		通 信 費	-	
桑原 文子	無 職	49,000		交 通 費	-	
小林 末美	無 職	49,000		印 刷 費	401,760	
小西 さか江	無 職	49,000		広 告 費	172,700	
				文 具 費	5,905	
				食 糧 費	172,045	
その他の寄附				休 泊 費	-	
その他の収入		140,300		雑 費	7,846	
今 回 計		814,506		今 回 計	1,037,256	
前 回 計		-		前 回 計	-	
総 計		814,506		総 計	1,037,256	
支出のうち公費負担相当額				項 目	金 額	
				ポスターの作成	222,750 円	
				計	222,750 円	
報告書受理年月日				平成 26 年 7 月 4 日 第 1 回報告分		
候補者氏名	松本 隆	所属党派	公明党	期間	6月25日から 8月4日まで	第2回分
出納責任者氏名	杉本 康					
収 入				支 出		
主たる寄附				円		
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		人 件 費	-	
		円		家 屋 費	-	
		-		選挙事務所費	-	
				集合会場費	-	
その他の寄附	1 件	3,299		通 信 費	3,299	
その他の収入		-		交 通 費	-	
今 回 計		3,299		印 刷 費	-	
前 回 計		814,506		広 告 費	-	
総 計		817,805		文 具 費	-	
				食 糧 費	-	
				休 泊 費	-	
				雑 費	-	
				今 回 計	3,299	
				前 回 計	1,037,256	
				総 計	1,040,555	

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額		- 円
	計	- 円

報告書受理年月日	平成 26 年 8 月 11 日	第 2 回報告分
----------	------------------	----------

農 業 委 員 会

〈告 示〉

宮津市農業委員会告示第 9 号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成26年10月 2 日

宮津市農業委員会
会長 藤 井 忠

- 1 日 時 平成26年10月10日（金） 午前 9 時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第 5 会議室
- 3 議 題
議第19号 非農地証明について

* * *

宮津市農業委員会告示第10号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成26年11月 4 日

宮津市農業委員会
会長 藤 井 忠

- 1 日 時 平成26年11月11日（火） 午前 9 時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第 5 会議室
- 3 議 題
議第20号 農地法第 3 条の許可申請に係る許可について
議第21号 農地法第 5 条の許可申請に係る意見について
議第22号 非農地証明について
議第23号 平成27年度宮津市の農業施策に関する建議書について